

むつ横浜風力発電事業環境影響評価準備書に対する 環境の保全の見地からの知事意見

1 総 論

(1) 青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例を踏まえた対応
環境影響評価の結果を事業計画に適切に反映させた上で、青森県自然・地域と
再生可能エネルギーとの共生に関する条例に基づく合意形成手続きを進めること。

(2) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、
関係機関等との調整を十分に行い、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明や意見
交換を行うこと。

(3) 事後調査等

環境監視及び事後調査を適切に実施し、対象事業実施区域及びその周辺の自然
環境及び生活環境に対する影響を回避又は極力低減すること。また、調査結果を
踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を実施すること。当該措置の具体化
に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、それまでの調査結果及び専
門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

2 各 論

(1) 風車の影

風車の影の影響時間について、参照した指針値である年間8時間を超過してい
る住宅等が複数あることから、風力発電設備の配置の見直し等を検討した上で、
改めて予測及び評価を行うこと。

また、影響を受ける時期や時間帯を十分考慮した事後調査を実施し、必要な環
境保全措置を講じること。

(2) 動 物

ア 対象事業実施区域及び周辺において、コウモリ類が飛翔し、ブレード等への接触
事例も報告され、バットストライクが発生する可能性が高いと考えられることか
ら、自動停止機能の導入による稼働制限など、適切な環境保全措置を検討するこ
と。

イ 対象事業実施区域では、ハクチョウ類やノスリ、希少猛きん類であるハチクマ及びハイタカの高度 M での飛翔が多く確認され、これらの年間予測衝突回数は比較的高く、バードストライクが発生する可能性が高いと考えられることから、自動停止機能の導入による稼働制限など、適切な環境保全措置を検討すること。

ウ バードストライク及びバットストライクに係る事後調査について、調査期間は稼働後 1 年間に限定せず、事後調査の結果に対する専門家の助言を踏まえながら必要な期間調査を実施すること。また、死骸調査を適切に評価できる範囲・頻度で実施するとともに、発生状況を正しく評価・公表すること。

(3) 植 物

植物の調査について、改変区域での調査が不十分であることから、追加の踏査を行い、専門家から意見を聴いた上で、改めて予測及び評価を行うこと。